



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 13 日 (火)
第 8 9 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (428) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (429) (〃) 2
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (430) (くらしの安心推進課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (431) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (432) (〃) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 6

告 示

鳥取県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
米子ファミリー内科クリニック	米子市新開二丁目1-43	平成29年6月1日

鳥取県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
ハート調剤薬局	米子市新開二丁目13-53	平成29年4月30日

鳥取県告示第430号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
(1) 第1型研修
日時 平成29年11月12日（日）午前10時から午後5時まで
（うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資

格取得講習」という。)の科目は、午前10時から正午まで。その他の科目は、午後1時から午後5時まで。))

場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(2) 第1型講習

日時 平成29年10月22日(日)午後1時から午後5時まで

場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。

4 第2型講習(業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)のレポートの提出締切日及び受講対象者

(1) レポートの提出締切日 平成29年12月15日(金)

(2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

5 受講申込期間

(1) 第1型研修 平成29年10月16日(月)から同月27日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 第1型講習 平成29年9月25日(月)から同年10月6日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 第2型講習 平成29年11月13日(月)から同月24日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

6 受講料

(1) 第1型研修 5,000円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合は、8,000円)

(2) 第1型講習 4,500円

(3) 第2型講習 4,500円

7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第431号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月13日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人トマトの会	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	平成29年6月5日	平成29年7月1日	訪問介護

鳥取県告示第432号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月13日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

社会福祉法人ト マトの会	ヘルパーステー ショントマトゆり はま	東伯郡湯梨浜町大 字龍島500	平成29年6月 5日	平成29年7月 1日	介護予防訪問 介護
-----------------	---------------------------	--------------------	---------------	---------------	--------------

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成29年7月12日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階 第4会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成29年7月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第12会議室	”

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年7月10日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	5人
平成29年7月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年7月18日 午前10時から午後 時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成29年7月25日 午前10時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
平成29年7月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地为管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県OSSシステム賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成29年5月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 西日本電信電話株式会社鳥取支店
鳥取市湯所町二丁目258 |
| 5 落 札 金 額 | 184,933,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成29年4月14日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |